

高齢者虐待防止に関する指針

- ①サービス付き高齢者向け住宅 ゆたかな家っこいさわ
- ②有料老人ホーム ゆたかっ子
- ③有料老人ホーム ゆたかっ子みずさわ
- ④有料老人ホーム ゆたかっ子みずさわ南
- ⑤有料老人ホーム ゆたかっ子まえさわ
- ⑥デイサービス ゆたかな家っこ
- ⑦訪問看護 ゆたかな家っこ
- ⑧ゆたかっ子指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑨小規模多機能ホームゆたか
- ⑩小規模多機能ホームゆたか みずさわ南

当事業所は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため、本指針を定める。

本指針で定める高齢者虐待とは、介護施設及び事業所において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることをいう。

1. 基本方針

①苦情処理の徹底（高齢者虐待防止法第20条）

施設及び事業所内における高齢者虐待を防止するために施設は、利用者及びその家族等から苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力を要する。

②虐待の早期発見（高齢者虐待防止法第5条第1項）

日々の利用者のモニタリング（状態確認）により高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、兆候が現れた利用者については速やかに担当者会議を開催し、その状況について分析し虐待の有無を検証する。

③市町村への通報（高齢者虐待防止法第21条第1項、第6項）

職員は施設及び事業所内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときには、速やかにこれを市町村に通報する。

また、この通報を行った職員に関し、そのことを理由として、解雇等その他不利益な取り扱いを行わない。（高齢者虐待防止法第21条第7項）

2. 虐待の主な種類

身体的虐待	暴力的行為で身体にアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。
心理学的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為もしくははその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。

3. 介護施設、事業所職員の虐待行為（高齢者虐待防止法第2条第5項）

- ①高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴力を加えること。
- ②高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の報知その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤高齢者の財産を不当に処分すること、その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 施設長及び管理者の責務（高齢者虐待防止法第20条）

施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

施設長は高齢者虐待防止に関する担当者を選任する。

5. 職員の責務

職員は日頃より、利用者の状態確認をおこない、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報する。

また、職員は虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び管理者に報告する責務を有する。

6. 高齢者虐待防止委員会の設置

施設長及び管理者は、高齢者虐待防止に向けて、高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会では、1, 高齢者虐待防止のための計画作成、2, 高齢者虐待防止のためのチェック及びモニタリング、3, 高齢者虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の策定、4, その他高齢者虐待防止に資する対策の検討・立案を行う。

委員は施設長、事業所管理者、介護主任及び生活相談員、看護職員、職員代表、虐待防止担当者から成り、できる限り多くの職員が委員会に出席できる様、開催日の配慮を行う。

委員会の開催は3ヶ月に1回（6月、9月、12月、3月）の開催とする。

7. 研修の実施（高齢者虐待防止法第26条）

研修会は必要に応じ年2回（4月、9月）開催することとし、高齢者虐待防止法や権利擁護について基本的な学習を行い常に適正な介護支援に努めることとする。また、介護技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め実践に繋げることとする。

8. 行為に対する処分

利用者に対して虐待行為が明らかになったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、役員会に諮りその状況内容に基づいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分を行うこととする。

9. 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

附則

この指針は、平成30年11月1日より施行する。

令和3年4月18日より改正施行する。

令和5年3月1日より改正施行する。

令和6年4月1日より改正施行する。

令和6年8月1日より改正施行する。